

厚生労働大臣の定める揭示事項②

令和7年1月1日現在

四国厚生支局に届出が必要な手術を当院では下記の通り実施しております。

期間: 令和6年1月1日～令和6年12月31日

		手術名	件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
	イ	黄斑下手術等	0
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	5
	イ	水頭症手術等	0
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	0
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	0
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3	ア	上顎骨形成術等	0
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ	バセドウ甲状腺全摘術	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分4		胸腔鏡下、又は腹腔鏡下による手術等	42
その他の区分	ア	人工関節置換術	32
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ	ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	8
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術 及び体外循環を要する手術	0
	オ	経皮的冠動脈形成術	25
		急性心筋梗塞に対するもの	0
		不安定狭心症に対するもの	1
		その他のもの	24
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0
		経皮的冠動脈ステント留置術	42
		急性心筋梗塞に対するもの	5
		不安定狭心症に対するもの	8
		その他のもの	29
緊急整備固定加算・緊急挿入加算に関する実績		大腿骨近位部骨折後48時間以内の手術	43



医療法人きたじま倚山会 きたじま田岡病院